

平成28年1月29日

(照会先)

品質管理部長 田中 章夫  
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成27年12月分)について

平成27年12月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成27年12月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

#### 1 平成27年12月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成27年度に発生した事務処理誤りが39件、平成26年度が50件、平成25年度が9件、平成24年度以前が178件、合計276件（市区町村において発生した6件、委託業者等が発生させた19件を含む）となっています。  
そのうち事案の概要が公表可能な258件について日本年金機構HPに掲載しています。

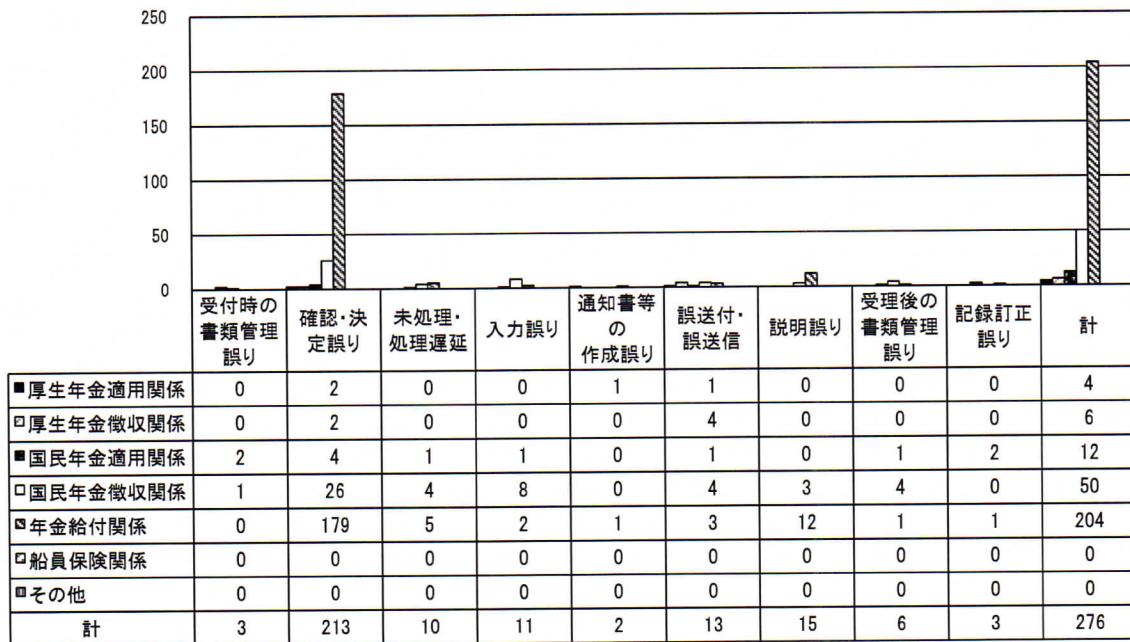
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
件数	163	4	1	2	3(2)	3	9	43(7)	23(16)	251(25)
割合	59.1%	1.4%	0.4%	0.7%	1.8%	1.1%	3.3%	18.1%	14.1%	100.0%

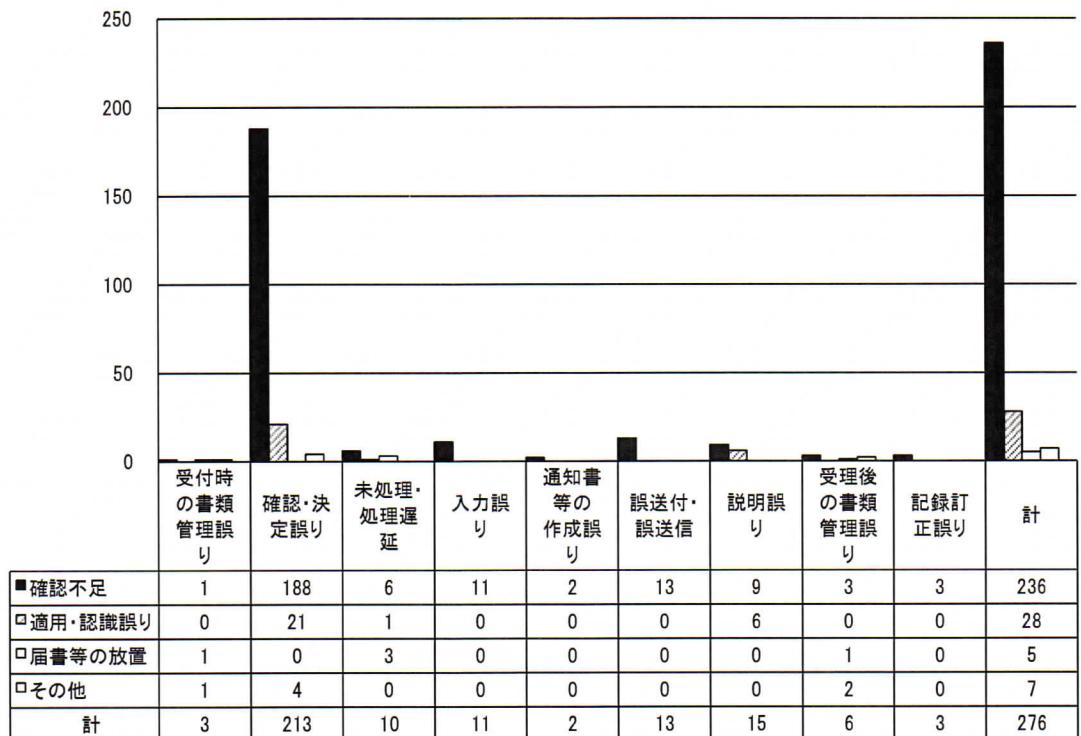
〔社会保険庁時代に発生〕

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

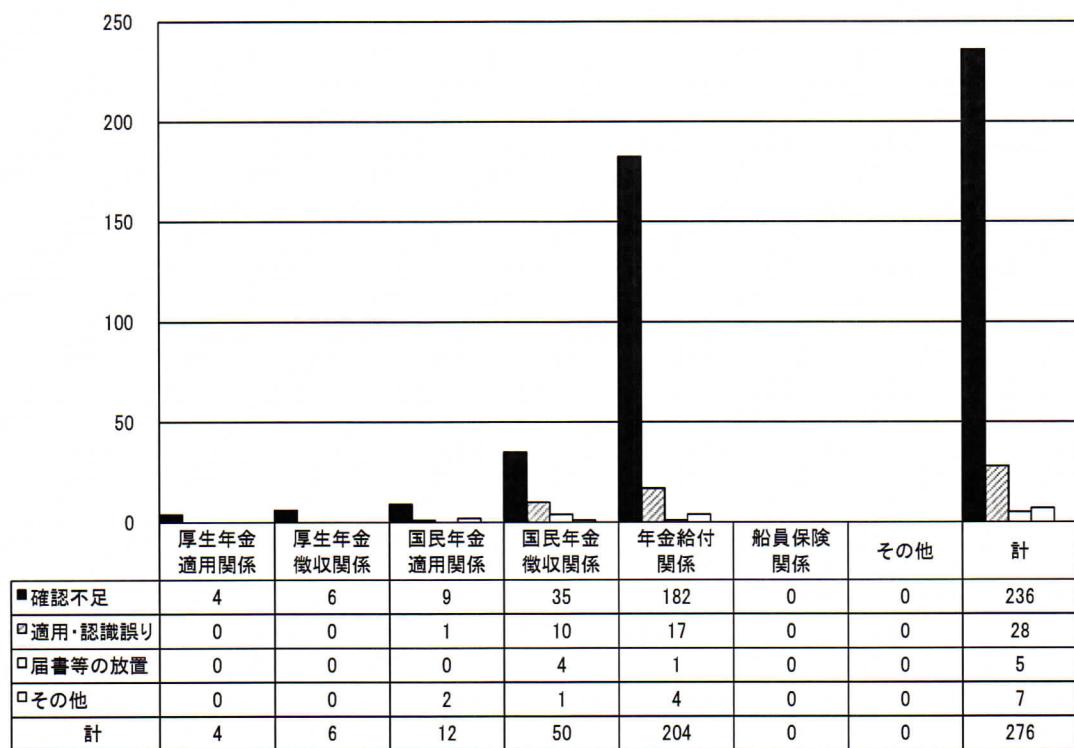
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



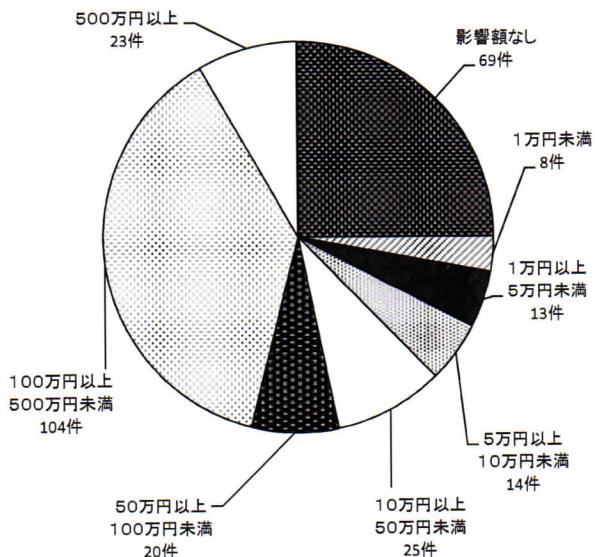
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

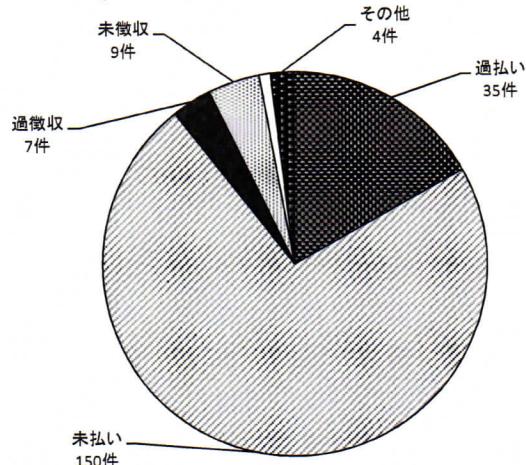


## 5 影響額別内訳



	厚生年金適用関係	厚生年金徴収関係	国民年金適用関係	国民年金徴収関係	年金給付関係	船員保険関係	その他	計
影響額なし	2	6	7	37	17	0	0	69
1万円未満	0	0	0	5	3	0	0	8
1万円以上5万円未満	1	0	2	3	7	0	0	13
5万円以上10万円未満	0	0	0	1	13	0	0	14
10万円以上50万円未満	0	0	3	1	21	0	0	25
50万円以上100万円未満	1	0	0	2	17	0	0	20
100万円以上500万円未満	0	0	0	1	103	0	0	104
500万円以上	0	0	0	0	23	0	0	23
計	4	6	12	50	204	0	0	276

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	35件	31,947,689	912,791
未払い	150件	434,828,503	2,898,856
過徴収	7件	3,575,100	510,728
未徴収	9件	2,545,254	282,806
誤還付	2件	242,360	121,180
その他	4件	12,156,220	3,039,055
計	207件	485,295,126	2,344,420

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	1件	5,526,709
過払いと過徴収がある件	1件	24,585
未払いと過徴収がある件	2件	6,604,926

## 7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	202件	73.2%
外部	74件	26.8%
計	276件	100.0%

○日本年金機構の平成27年12月分の事務処理誤り一覧(1~24ページ)

1. 厚生年金適用関係 ..... 1P 整理番号 1~4
2. 厚生年金徴収関係 ..... 2P 整理番号 5~8
3. 国民年金適用関係 ..... 3P 整理番号 9~20
4. 国民年金徴収関係 ..... 5P 整理番号 21~66
5. 年金給付関係 ..... 11P 整理番号 67~258

## 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
1	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2014年8月1日	2015年5月26日	○年金事務所から問合せがあり確認したところ、委託業者の算定基礎届の報酬月額の入力誤りにより、受給者の年金が一部支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、過払いの年金は内払調整を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	過払い	594,757
2	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	池袋	2014年12月9日	2015年9月2日	○他の年金事務所から問合せがあり、二以上勤務被保険者にかかる保険料額の登録誤りにより、保険料の未徴収が判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●保険料の訂正処理を行い、未徴収の保険料は翌月の保険料で増額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、保険料登録時のチェックシートの二重チェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	未徴収	39,880
3	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	埼玉	事務センター	2015年9月1日	2015年9月2日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届が提出済であるにもかかわらず、提出を勧奨する催告状を誤って送付していたことが判明しました。 ●事業所にお詫び文書を送付しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、発送前と発送時に再確認を行うことを徹底するよう周知しました。	530事業所	-	0
4	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	事務センター	2015年6月23日	2015年6月29日	○事業所から他の事業所の賞与支払届が送付されてきたと問合せがあり、委託業者の確認不足により誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	-	0

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
5	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	事務センター	2015年6月22日	2015年7月3日	○事業所から他の事業所の保険料納入告知額・領収済額通知書が送付されてきたと問合せがあり、委託業者の確認不足により誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所にお渡しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	-	0
6			徳島	事務センター	2015年7月21日	2015年7月30日		2事業所	-	0
7			石川	事務センター	2015年9月18日	2015年9月25日		2事業所	-	0
8			埼玉	大宮	2015年9月3日	2015年9月4日	○事業所から他の事業所の増減内訳書が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所にお渡しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、新たに増減内訳書発送簿の作成を行い、封入・封緘時のチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	-	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
9	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	2008年7月24日	2014年6月19日	○年金請求書を確認していたところ、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、合算対象期間の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていたこと、また、老齢厚生年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行い、納め過ぎとなっていた保険料を返付し、未払いとなっていた年金を支払いました。 ●担当部署において、任意加入の際は合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	459,710
10							○年金請求書を確認していたところ、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、合算対象期間の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録していたため、受給権を満たすための月数が不足していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入の際は合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。			
11							○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、共済期間の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行い、納め過ぎとなっていた保険料を返付しました。 ●担当部署において、任意加入の際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。			
12	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	岐阜	事務センター	2015年4月30日	2015年7月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際に、配偶者が65歳以上であったため本来第3号被保険者として認定すべきでなかったにもかかわらず、第3号被保険者として処理し、納付済みの国民年金保険料を返付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って返付した保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、第3号被保険者となる方の配偶者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	15,540
13	国民年金被保険者資格取得届の誤り	記録訂正誤り	沖縄	コザ	2003年3月22日	2015年3月17日	○年金相談の際にお客様の記録を確認していたところ、国民年金被保険者資格取得届を処理する際に、同姓同名、同生年月日の別の基礎年金番号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、氏名索引を行う際は、氏名、生年月日だけでなく必ず住所まで確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
14	国民年金被保険者資格喪失届の誤り	入力誤り	東京	杉並	2015年4月23日	2015年7月7日	○事務センターから連絡があり、国民年金被保険者資格取得届を処理する際に、誤って配偶者の国民年金被保険者資格喪失届を入力したため配偶者の口座振替が停止になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了解を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、処理結果のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
15	国民年金被保険者住所変更届の誤り	記録訂正誤り	熊本	熊本西	2014年9月24日	2015年6月2日	○お客様から問合せがあり、市役所が国民年金被保険者住所変更届を受け付けた際に、同姓同名、同生年月日の別の基礎年金番号を記入していたこと、その記録で厚生年金の資格取得処理が行われたため、誤って保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理と返納処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。	1事業所2名	誤還付	226,820

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
16	国民年金適用関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	宮崎	事務センター	2014年12月11日	2015年7月22日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者住所変更届のグループ間の引継ぎ時の確認不足により処理不要として保管されていたため、未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●届書を処理しました。 ●担当部署において、引き継いだ届書のチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所2名	-	0
17		受付時の書類管理誤り	東京	葛飾	2014年5月30日	2014年10月15日	○他の年金事務所から連絡があり、他拠点に回付した国民年金被保険者住所変更届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●市役所からの転入報告に基づき住所変更処理を行いました。 ●担当部署において、他拠点へ書類を回付する際は、送付票の控えを保管するとともに、受付進捗管理システムによる書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
18	国民年金適用関係届書等の紛失	受付時の書類管理誤り	静岡	清水	2015年7月27日	2015年8月11日	○区役所から連絡があり、区役所において国民年金被保険者資格取得届と口座振替納付申出書が所在不明となっていることが判明しました。 ●区役所の担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●届書を再提出していただき、処理を行いました。 ●区役所から受付簿による管理を徹底するとの報告がありました。	1名	-	0
19		受理後の書類管理誤り	東京	新宿	2014年11月14日	2015年2月17日	○お客様から問合せがあり、所内の連携不足から国民年金第3号被保険者資格取得届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●申請書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、届書を引き継ぐ際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
20	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	石川	金沢南	2015年7月7日	2015年7月14日	○他の年金事務所から連絡があり、年金事務所に回付すべき国民年金資格取得届を誤って市役所に回付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●市役所から届書を回収し、年金事務所で処理を行いました。 ●担当部署において、封入・封緘作業については、封入物と送付先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
21	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2014年4月11日	2014年4月25日	○お客様から連絡があり、国民年金付加保険料の申込みを受けた際に、口座振替で1年前納が登録されていることの確認を漏らし1年前納の納付書を送付したため、お客様が納付書で保険料を納付し、口座振替による前納ができなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料との差額を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際は口座振替記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	590
22	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	福岡	久留米	2015年3月27日	2015年4月8日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、お客様が申出された期間より前に追納できる期間があることの確認を漏らし、古いものから納付書を作成しなかつたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明して承を得ました。 ●お客様から改めて納付するとの申出があり、過誤納となつた追納保険料を還付し、改めて古いものから保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、追納申込書を処理する際は、申込期間と追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	630
23			神奈川	横浜西	2015年5月29日	2015年6月2日	○区役所から連絡があり、区役所が国民年金保険料追納申込書を受け付けた際、追納期限を誤って説明したため、追納期限が経過し追納できない期間が発生したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、追納期限を経過した保険料を納付することが認められなかつたため、改めてお詫びして承を得ました。 ●区役所に対し、追納期限の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	14,880
24			埼玉	所沢	2015年4月17日	2015年5月14日	○国民年金保険料追納納付書が未送達となつたため確認したところ、追納納付書を作成する際に申込書に記載してあった住所と国民年金記録に登録されている住所が相違していたため、住所の訂正をすべきであったにもかかわらず、訂正を漏らし納付書がお客様に届かなかつたこと、それに追納期限が経過し追納できない期間が発生したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、追納期限を経過した保険料を納付することが認められなかつたため、改めてお詫びしました。 ●担当部署において、封入・封緘時に申込書と納付書の住所が相違していないかチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,880
25		入力誤り	北海道	帯広	2015年3月11日	2015年3月31日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、納付書の作成期間の入力を誤り納付書が一部作成漏れとなつたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、古いものから納付されたものとして訂正することで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において事象を周知し、届出書類と入力内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
26	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2014年6月頃	2014年6月24日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金の受給権者は後納をすることできないにもかかわらず、年金相談の際にその説明を漏らしたため、お客様が受給権発生までに後納申込みをすることできなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、後納することが認められなかつたため改めてお詫びしました。 ●担当部署において、年金相談時にはお客様の年齢、納付状況、年金の受給状況を確認し、適切なご案内を行うよう周知しました。	1名	未徴収	15,000
27			岡山	岡山広域事務センター	2015年9月30日	2015年10月1日	○年金事務所から連絡があり、国民年金後納保険料納付申込書を受け付けた際、後納期限を誤って説明したため、後納期限が経過し納付できなくなつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し承を得ました。 ●担当部署において、後納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	343,160

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
28	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	説明誤り	福岡	東福岡	2015年3月18日	2015年6月22日	○お客様から問合せがあり、お客様から国民年金に未加入期間の保険料の納付申出があつた際に、国民年金後納保険料納付申込書の提出を案内していなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●申込書を提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、お客様の相談内容を確認し、適切な事務対応を行うように周知しました。	1名	-	0
29	国民年金保険料市場化業者の納付督励の誤り	説明誤り	熊本	熊本東	2015年5月13日	2015年5月13日	○お客様から問合せがあり、既に国民年金保険料を納付済みの方に対して、委託業者が納付督励を行つたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●委託業者から、架電リストを作成する際はダブルチェックを徹底するとの報告がありました。	1名	-	0
30	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	長野	長野南	2014年7月24日	2015年5月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座振替依頼書を金融機関に送付することを漏らしたため、口座振替による前納ができなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了解を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、審査時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
31			滋賀	事務センター	2015年3月11日	2015年5月8日		1名	-	0
32			静岡	事務センター	2015年2月10日	2015年6月1日		1名	-	0
33			宮崎	延岡	2015年9月2日	2015年9月8日	○お客様から問合せがあり、コールセンターから送付された国民年金保険料の納付書作成依頼票の連絡事項欄に口座振替納付申出書もあわせて同封が必要である旨が記載されていたにもかかわらず、口座振替納付申出書の同封を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●口座振替納付申出書を送付しました。 ●納付書作成依頼票の連絡事項欄の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
34			北海道	事務センター	2015年2月3日	2015年6月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、お客様が口座番号を書き間違えていたことの確認を漏らし、そのまま処理したことにより口座振替による前納ができなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了解を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、審査時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
35	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2015年2月28日	2015年6月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座名義人の氏名の訂正処理を誤ったため、口座振替による前納ができなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、審査時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
36			埼玉	春日部	2014年9月5日	2015年4月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、緊急停止管理簿による管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
37		入力誤り	新潟	新潟東	2015年2月12日	2015年5月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、処理結果リストのチェックを複数人で行うよう周知徹底しました。	1名	-	0
38			群馬	高崎広域事務センター	2015年3月2日	2015年6月1日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●委託業者に対し、処理結果リストのチェックを徹底するよう指導しました。	1名	-	0
39			静岡	事務センター	2015年4月28日	2015年7月1日		1名	-	0
40			大阪	事務センター	2015年5月19日	2015年6月19日	○担当部署で確認を行っていたところ、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、振替方法の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●お客様から前納を辞退し、翌月末振替を希望するとの申出があつたため、振替方法を翌月末振替で登録しました。 ●委託業者に対し、処理結果リストのチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	50
41	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2000年8月16日	2015年3月12日	○年金相談時の確認や市役所からの問合せにより、障害厚生年金3級のため法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除を受理する際は障害等級の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	811,300
42			佐賀	武雄	2007年10月3日	2014年9月3日		1名	未徴収	935,400

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
43	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	2010年6月30日	2014年10月24日	○年金請求の際に記録を確認したところ、法定免除期間の保険料を追納によらず領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、保険料を納付記録のまとめることが認められなかったため改めてお詫びしました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて周知徹底しました。	1名	過徴収	3,496,570
44	国民年金保険料免除納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2015年8月3日	2015年8月26日	○市役所から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を処理する際に、免除区分をお客様が希望する順序で審査しなかったため、4分の3免除で承認すべきところ、全額免除や納付猶予で承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、お客様が希望している審査順序で処理されているか確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
45			宮崎	事務センター	2015年8月26日	2015年9月9日		1名	-	0
46			宮崎	事務センター	2015年9月1日	2015年9月14日	○担当部署で確認を行っていたところ、国民年金保険料免除納付猶予申請書を処理する際に、全額免除の承認期間を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、免除の審査期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
47			福井	事務センター	2015年8月6日	2015年8月27日	○市役所から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を受け付けた際、免除の承認を行うことができない期間について、申請書を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行い、免除取消通知書を送付しました。 ●担当部署において、免除申請書を受け付ける際の注意事項について周知徹底しました。	1名	-	0
48	延滞金領収済通知書の誤り	入力誤り	静岡	三島	2015年4月28日	2015年8月20日	○担当者が延滞金の調停入力の確認を行っていたところ、延滞金領収済通知書を入力する際に、金額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●入力済みの調停記録の訂正を行うとともに、本来調停金額と領収済額の差額分の納付書をお渡しました。 ●担当部署において研修を行い、処理後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	3,374
49	領収済通知書の誤り	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2015年3月16日	2015年7月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の領収済通知書を処理した際に配信されたエラーリストの補正処理を漏らしたため、納付記録が反映されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、エラーが配信された際はエラー原因と納付記録を確認し、補正漏れを防ぐよう周知徹底しました。	22名	-	0
50			山形	米沢	2015年4月頃	2015年9月7日		1名	-	0
51	国民年金保険料過誤納額還付請求書の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本西	2015年7月17日	2015年7月22日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料免除申請書の受理日から2年間については、時効中断により免除申請を行った期間の保険料を納付することが可能であるにもかかわらず、納付書作成時に時効中断の入力を漏らしたため、既に時効により保険料を領収できないとして還付請求書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行い納付記録としました。 ●担当部署において、当事象を周知し、指示依頼に基づく処理を徹底するように周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
52	国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域事務センター	2014年3月6日	2015年2月19日	○担当部署で確認を行っていたところ、過誤納記録となった保険料を充当する際に、充当すべき期間を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●訂正処理を行い、充当を取り消した期間の納付書を送付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
53	国民年金保険料徴収関係通知書等の誤り	確認・決定誤り	熊本	本渡	2015年2月12日	2015年2月26日	○担当部署で確認を行っていたところ、延滞金の計算を誤り延滞金を多く領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫び文書及び還付請求書を送付しました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金を計算する際は窓口装置による確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	50
54			静岡	三島	2015年3月12日	2015年8月20日	○担当部署で書類の確認を行っていたところ、差押調書原本及び差押解除通知書の送付を漏らしていましたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●差押調書原本及び差押解除通知書をお渡しました。 ●担当部署において、滞納整理関係書類発送記録簿による発送事跡の管理を徹底するよう周知しました。	3名	-	0
55	国民年金徴収関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	群馬	高崎広域事務センター	2014年8月6日	2015年3月27日	○お客様から連絡があり、委託業者が国民年金保険料の領収済通知書の入力を漏らしていたこと、それにより納付書が再発行されお客様が保険料を重複納付をしてしまったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●未処理となっていた領収済通知書の処理を行い、重複納付となった保険料を還付しました。 ●現在は委託業者が変更しておりますが、処理後のチェック作業を徹底するよう周知しています。	3名	過徴収	61,000
56			東京	品川	2014年2月27日	2014年4月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書が処理済書類のなかに混入し、未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了解を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、未処理書類の管理を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
57			青森	青森	2011年8月11日	2015年6月25日	○町役場から連絡があり、事務センターから返戻された国民年金保険料免除申請書、国民年金免除理由該当届及び氏名変更届が町役場で未処理となっていたことが判明しました。 ●町役場の担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●届書の処理を行いました。 ●町役場から書類の管理を徹底するとの報告がありました。	4名	-	0
58			青森	青森	2011年9月6日	2015年6月25日	○町役場から連絡があり、お客様から受付した国民年金保険料免除申請書が町役場で未処理となっていたことが判明しました。 ●町役場の担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●届書の処理を行いました。 ●町役場から書類の管理を徹底するとの報告がありました。	3名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
59	国民年金徴収関係 届書等の紛失	受付時の書類 管理誤り	新潟	三条	2014年 10月29日	2015年 3月18日	○お客様から問合せがあり、お客様から提出のあった国民年金保険料免除納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
60			東京	練馬	2014年 10月1日	2015年 1月23日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
61		受理後の書類 管理誤り	高知	幡多	2015年 5月頃	2015年 5月28日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、町役場でお客様から提出のあった国民年金保険料免除納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●町役場の担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●町役場に対し、適正な書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	-	0
62			福岡	東福岡	2015年 3月2日	2015年 5月29日	○お客様から問合せがあり、お客様から提出のあった国民年金保険料クレジットカード納付申出書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
63			長崎	長崎南	2015年 3月頃	2015年 5月7日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
64		誤送付・誤送信	福岡	福岡広域事務 センター	2014年 7月7日	2014年 7月8日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料学生納付特例申請書の控えを2名のお客様に送付する際、送付先を互い違いにしていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●誤って送付した学生納付特例申請書の控えを回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
65			愛媛	新居浜	2015年 4月1日	2015年 4月6日	○お客様から連絡があり、国民年金の納付記録をお客様に送付する際、別の納付記録を送付していましたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●誤って送付した納付記録を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
66			岡山	岡山広域事務 センター	2015年 9月3日	2015年 9月7日	○お客様から連絡があり、国民年金保険料免除納付猶予申請書の控えをお客様に送付する際、他の口座振替申出書の控えを混入し、送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。 ●誤って送付した申出書控えを回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
67	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1999年7月14日	2013年7月26日	○遺族年金請求書や再裁定処理の点検時又は機構本部からの連絡により、老齢年金の裁定時の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録を訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	その他	24,585
68			東京	江東	1982年5月6日	2014年10月14日		1名	過払い	23,334
69			神奈川	鶴見	1975年9月2日	2014年11月10日		2名	過払い	927,178
70			富山	富山	1990年10月18日	2014年12月9日		1名	過払い	127,946
71	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	江東	2013年2月1日	2014年6月25日	○お客様から問合せがあり、特別支給の老齢厚生年金の請求書を受け付けた際に、障害状態の確認不足から、障害者特例の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。障害者特例請求書を受け付け、特別支給の老齢厚生年金の請求日に障害者特例を請求したものとして改定処理を行いました。正しい年金の支払が行われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には障害状態の確認を確実に行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	1,629,069
72			埼玉	熊谷	2003年10月27日	2013年8月23日	○遺族年金の請求時または機構本部からの連絡により、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を旧農林共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って65歳到達日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了解を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	95,632
73			神奈川	高津	2005年9月8日	2013年12月25日		1名	未払い	57,725
74			東京	港	2000年3月23日	2015年1月20日	○遺族年金の請求時に、戸籍謄本の生年月日の確認不足による老齢年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しブロック本部へ協議しました。訂正を行い過徴収となった保険料の還付処理及び正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	6,145,216
75			福島	平	2007年12月20日	2014年3月3日	○再裁定の審査時に、合算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部へ協議しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	93,809
76			徳島	徳島北	2001年6月28日	2015年1月16日	○遺族年金の請求時に、年金記録の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しブロック本部へ協議しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	62,225

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
77	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	熱田	2014年10月20日	2015年2月5日	○遺族年金の請求時に、老齢年金の請求書の提出時期について相談を受け付けた際に、時効の確認不足から提出時期を誤って説明したため、一部の年金が時効消滅したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。老齢年金請求書を交付し、正しい年金の支払が行われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金の時効の取扱いについて周知徹底しました。	1名	未払い	21,433
78			新潟	新潟東	1996年9月19日	2014年4月8日	○機構本部からの連絡により、老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権があるお客様の老齢厚生年金の決定が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いを機構本部へ協議しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	未払い	9,074,569
79	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	1984年7月11日	2014年7月17日	○遺族年金の審査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実に行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	2,347,970
80			埼玉	大宮	1984年9月20日	2014年7月18日		1名	未払い	1,369,244
81			北海道	釧路	1992年7月頃	2015年1月15日		1名	未払い	1,551,506
82			大阪	堀江	1991年6月20日	2015年3月19日		1名	未払い	882,412
83			大阪	淀川	1999年4月15日	2015年3月9日	○事務センターからの連絡により、任意加入期間は国民年金の免除期間にならないにもかかわらず、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していること及び、厚生年金記録判明に伴う再裁定処理の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	145,000
84			神奈川	高津	2008年4月13日	2013年8月1日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡や年金記録調査時の確認作業により、合算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,021,500
85			東京	江東	2006年5月18日	2014年2月26日		1名	未払い	3,943,046
86			東京	板橋	1990年10月25日	2014年3月14日		1名	未払い	187,000
87			茨城	事務センター	2011年11月頃	2015年5月7日		1名	過払い	34,759
88	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2011年6月24日	2012年7月4日	○年金相談の際に、旧三共済の特別支給の退職共済年金を受給しているお客様が全部繰上げ請求を行った際に、本来支給停止となる定額部分について、確認不足により支給停止処理を漏らしていただいたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。、訂正し過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱いについて周知徹底しました。	1名	過払い	1,012,999

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
89	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	奈良	事務センター	2015年3月5日	2015年6月17日	○お客様からの問合せにより、繰上げ請求の老齢年金請求書の審査時に、入力項目の記載漏れにより繰上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後の複数人によるチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	155,832
90			東京	青梅	2014年7月4日	2014年8月8日	○お客様からの問合せにより、厚生年金と共済年金について同時に繰上げ請求を行うと説明すべきところ、厚生年金と共済年金それぞれに繰上請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いを機構本部へ協議しました。繰上請求の取消しを行い過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	91,450
91	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	東灘	1990年10月1日	2013年8月1日	○再裁定の審査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,064,054
92			埼玉	川越	1982年12月1日	2014年3月12日		1名	未払い	11,500
93			北海道	札幌北	1996年8月1日	2014年5月15日		1名	過払い	82,310
94			広島	三原	2009年7月23日	2014年9月8日		1名	過払い	411,015
95			大阪	貝塚	2003年6月26日	2014年10月17日		1名	過払い	1,882,863
96			栃木	大田原	1991年10月31日	2015年2月12日		1名	未払い	3,538,803
97			沖縄	コザ	1991年11月頃	2015年2月18日		1名	過払い	3,369,016
98			奈良	事務センター	2014年12月17日	2015年4月27日		1名	未払い	82,366
99			愛知	瀬戸	1994年3月24日	2015年6月10日		1名	過払い	306,291
100			群馬	太田	2003年10月29日	2015年6月15日		1名	過払い	2,243,025
101			大阪	枚方	1978年6月22日	2014年8月1日	○事務センターからの連絡により、共済組合加入期間等の確認不足による旧令共済期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、旧令共済期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	600,264

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
102	未支給年金に係る誤り	説明誤り	三重	伊勢	2015年7月27日	2015年7月28日	○未支給年金請求の際に、委託社会保険労務士が未支給年金を請求できる遺族の範囲の確認不足により、未支給年金を請求できない続柄のお客様に対して請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
103	振替加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1997年2月7日	2013年9月17日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていました。	1名	未払い	3,578,249
104			千葉	木更津	1988年3月20日	2014年3月13日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。	1名	過払い	916,825
105			兵庫	尼崎	1998年4月23日	2014年8月4日	●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,153,176
106			神奈川	横浜中	1990年8月16日	2014年8月5日	●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,714,910
107			埼玉	大宮	2001年6月7日	2014年8月15日		1名	未払い	1,446,951
108			新潟	長岡	2006年12月28日	2014年8月15日		1名	未払い	1,099,238
109			神奈川	高津	1995年11月9日	2014年8月21日		1名	未払い	491,215
110			茨城	土浦	1996年4月18日	2014年8月26日		1名	未払い	605,377
111			京都	中京	2002年6月6日	2014年9月5日		1名	未払い	1,184,900
112			神奈川	高津	1990年2月15日	2014年9月10日		1名	未払い	4,196,040
113			神奈川	高津	1993年4月22日	2014年9月11日		1名	未払い	3,531,357
114			埼玉	大宮	1994年12月15日	2014年9月12日		1名	未払い	2,680,868
115			鹿児島	鹿児島北	2008年3月13日	2014年10月1日		1名	未払い	803,360
116			秋田	大曲	1997年6月19日	2014年10月6日		1名	過払い	788,253
117			神奈川	横須賀	1990年8月23日	2014年10月14日		1名	未払い	1,422,478
118			神奈川	高津	1987年10月頃	2014年10月22日		1名	未払い	4,870,711
119			兵庫	尼崎	2004年5月1日	2014年10月30日		1名	未払い	751,792
120			埼玉	川越	2001年2月1日	2014年11月12日		1名	未払い	1,019,142
121			大阪	堺東	1995年7月9日	2014年11月25日		1名	未払い	3,612,171
122			京都	京都西	1993年3月25日	2014年12月9日		1名	未払い	2,265,591
123			千葉	佐原	1999年1月11日	2014年12月10日		1名	未払い	2,098,925
124			大阪	吹田	1992年1月30日	2014年12月15日		2名	過払い	2,212,066
125			兵庫	姫路	1998年6月18日	2014年12月26日		1名	未払い	1,866,777
126			東京	世田谷	1995年4月7日	2015年1月21日		1名	未払い	3,268,999
127			千葉	船橋	1994年4月7日	2015年1月29日		1名	未払い	3,292,786
128			東京	中野	1992年3月20日	2015年2月3日		1名	未払い	5,218,801
129			兵庫	姫路	1991年7月20日	2015年2月5日		1名	未払い	5,374,330

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
130	振替加算の誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	1992年10月9日	2015年2月5日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,610,463
131			神奈川	川崎	1990年4月5日	2015年2月6日		1名	未払い	4,593,709
132			岐阜	美濃加茂	1992年2月27日	2015年2月9日		1名	未払い	5,218,848
133			東京	八王子	1993年11月29日	2015年2月9日		1名	未払い	3,659,835
134			大阪	堺東	1994年12月22日	2015年2月9日		1名	未払い	2,724,034
135			神奈川	横須賀	1992年3月20日	2015年2月16日		1名	未払い	5,122,264
136			鳥取	倉吉	1992年12月17日	2015年2月16日		1名	未払い	4,247,340
137			東京	八王子	1988年11月30日	2015年2月17日		1名	未払い	4,593,705
138			兵庫	姫路	1994年1月20日	2015年2月17日		1名	未払い	3,659,607
139			大阪	堺東	1993年10月16日	2015年2月19日		1名	過払い	4,618,000
140			東京	世田谷	1991年8月22日	2015年2月19日		1名	未払い	3,598,933
141			京都	京都南	1999年12月15日	2015年2月19日		1名	未払い	1,674,365
142			東京	八王子	1990年9月21日	2015年2月20日		1名	未払い	4,925,876
143			東京	世田谷	1992年3月20日	2015年2月24日		1名	未払い	5,522,933
144			岡山	岡山西	1997年3月19日	2015年3月2日		1名	未払い	3,324,433
145			神奈川	高津	1993年8月5日	2015年3月4日		1名	未払い	3,171,348
146			東京	品川	1998年10月20日	2015年3月4日		1名	未払い	3,140,951
147			熊本	八代	1997年1月29日	2015年3月6日		1名	未払い	3,594,562
148			福井	武生	1991年12月5日	2015年3月10日		1名	未払い	3,611,115
149			愛知	豊橋	1991年10月1日	2015年3月13日		1名	未払い	5,266,088
150			北海道	砂川	1992年3月19日	2015年3月20日		1名	未払い	3,578,231
151			千葉	幕張	1994年2月20日	2015年3月23日		1名	未払い	4,578,870
152			岡山	岡山西	1996年4月25日	2015年4月2日		1名	未払い	4,055,089
153			北海道	新さっぽろ	1991年9月20日	2015年4月3日		1名	未払い	5,429,609
154			静岡	沼津	1999年7月8日	2015年4月10日		1名	未払い	2,825,830
155			千葉	千葉	1996年5月10日	2015年4月14日		1名	未払い	3,155,804
156			東京	荒川	1999年3月25日	2015年4月20日		1名	未払い	2,985,131

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
157	振替加算の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎南	1994年1月13日	2015年4月23日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	3,340,032
158			神奈川	川崎	1995年2月23日	2015年4月24日		1名	未払い	2,737,579
159			本部	機構本部	2014年7月3日	2015年5月14日		1名	過払い	547,133
160			東京	八王子	2010年2月9日	2015年5月26日		1名	未払い	722,428
161			長野	長野北	1986年8月26日	2015年5月28日		1名	未払い	5,361,366
162			東京	中野	1996年2月23日	2015年7月7日		1名	未払い	3,937,197
163			大阪	事務センター	2015年6月12日	2015年8月5日		1名	未払い	20,199
164			徳島	徳島北	1998年5月8日	2014年8月15日	○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の裁定後にお客様の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、お客様の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。	1名	未払い	3,822,879
165			佐賀	佐賀	1988年3月16日	2014年10月9日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	4,783,760
166			愛知	笠寺	1992年4月16日	2014年10月22日	●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,838,962
167			岐阜	美濃加茂	1992年3月19日	2014年10月31日		1名	未払い	5,109,315
168			大阪	枚方	1995年7月27日	2014年11月13日		1名	未払い	2,634,773
169			大阪	枚方	1998年7月30日	2014年12月3日		1名	未払い	2,286,115
170			岐阜	岐阜南	1991年11月1日	2014年12月11日		1名	未払い	5,194,000
171			新潟	新潟東	1990年5月頃	2014年12月26日		1名	未払い	4,990,429
172			埼玉	川越	1993年3月2日	2015年1月9日		1名	未払い	4,782,097
173			石川	七尾	1994年3月9日	2015年1月19日		1名	未払い	4,491,573
174			千葉	木更津	1993年2月24日	2015年1月30日		1名	未払い	4,874,993
175			広島	三原	1995年1月31日	2015年2月3日		1名	未払い	4,459,787
176			東京	上野	1994年8月4日	2015年2月9日		1名	未払い	970,191
177			鹿児島	鹿児島南	1989年4月20日	2015年2月12日		1名	未払い	4,543,392
178			岐阜	岐阜南	1992年1月1日	2015年2月13日		1名	未払い	5,997,000
179			茨城	水戸南	1997年2月18日	2015年2月17日		1名	未払い	3,578,234
180			静岡	沼津	1994年2月9日	2015年2月23日		1名	未払い	4,614,260

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
181	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	練馬	1992年6月17日	2015年2月26日	○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の裁定後にお客様の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、お客様の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。	1名	未払い	5,300,000
182			大阪	天王寺	2003年2月7日	2015年2月27日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	1,799,533
183			埼玉	越谷	1996年4月9日	2015年3月3日	●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,693,288
184			福岡	東福岡	1993年5月7日	2015年3月4日	●2005年(平成17年)にシステム改修を行い同様事象発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,657,143
185			北海道	札幌西	1991年11月28日	2015年3月12日		1名	未払い	3,676,172
186			栃木	栃木	1992年4月2日	2015年3月13日		1名	未払い	3,578,501
187			神奈川	高津	1995年10月12日	2015年3月20日		1名	未払い	3,340,729
188			東京	練馬	1994年10月13日	2015年3月20日		1名	未払い	3,904,002
189			北海道	帯広	1988年1月19日	2015年4月1日		1名	未払い	5,313,895
190			千葉	市川	1992年4月13日	2015年4月13日		1名	未払い	3,724,972
191			栃木	栃木	1993年7月22日	2015年4月21日		1名	未払い	3,355,640
192			滋賀	大津	1996年9月5日	2015年4月24日		1名	未払い	3,658,850
193			新潟	三条	1991年11月17日	2015年4月28日		1名	未払い	5,306,856
194			北海道	稚内	1989年3月2日	2015年4月28日		1名	未払い	4,729,733
195			栃木	栃木	1992年11月26日	2015年5月11日		1名	未払い	3,741,249
196			愛知	瀬戸	1994年11月2日	2015年5月13日		1名	未払い	2,985,103
197			京都	京都南	1988年12月18日	2015年5月15日		1名	未払い	5,239,351
198			滋賀	草津	1996年1月11日	2015年5月20日		1名	未払い	3,675,928
199			東京	立川	1996年12月5日	2015年5月21日		1名	未払い	3,659,658
200			東京	中野	1992年2月1日	2015年5月22日		1名	未払い	4,512,873
201			兵庫	姫路	1996年12月19日	2015年5月29日		1名	未払い	2,510,303
202			北海道	帯広	1988年11月24日	2015年6月3日		1名	未払い	4,625,056
203			岩手	一関	1993年6月20日	2015年6月4日		1名	未払い	4,455,781
204			福岡	西福岡	1994年2月27日	2015年6月24日		1名	未払い	4,614,273
205			千葉	千葉	1991年12月31日	2015年6月30日		1名	未払い	5,327,417
206			福井	武生	1988年9月20日	2015年7月1日		1名	未払い	5,276,816

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
207	年金給付関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	事務センター	2015年8月21日	2015年8月24日	○お客様から問合せがあり、年金証書を送付する際に、確認不足により別人の年金手帳を混入して送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した年金手帳を回収しました。	2名	-	0
208							●誤って送付した年金手帳の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了解を得ました。 ●担当部署において、書類の交付時には氏名等をマーカーでチェックするなど、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。			
209							○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人の年金加入記録により年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。 ●見込額試算時に誤って使用した基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了解を得ました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。			
210	年金の受取機関に係る誤り	説明誤り	大分	佐伯	2015年3月30日	2015年6月15日	○お客様から問合せがあり、年金担保融資を受けている場合は返済が完了するまでは返済額控除後の年金が福祉医療機構代理店の金融機関の口座に振り込まれると説明すべきところ、誤ってお客様指定の口座に振り込まれると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、返済が終了するまでお客様指定の口座へ振込ができないことを説明しましたが了解が得られませんでした。 ●担当部署において、年金担保融資を受けているお客様から年金受取口座の変更について相談があった場合は、返済が終了しない限り指定の口座へ振込ができないことについて丁寧に説明するよう周知しました。	1名	-	0
211	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り					○未支給年金の請求時に、旧法国民年金の支払保留解除は行ったものの、旧法厚生年金の支払保留解除を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部へ協議しました。支払保留解除処理を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●入力委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。			
212	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り					○お客様からの問合せにより確認したところ、委託社会保険労務士が裁定原簿の確認を漏らしたことにより、現況届の受け付が必要であるにもかかわらず案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。			
213	年金の支払額や支払時期等の誤り	説明誤り	東京	文京	2015年3月17日	2015年5月25日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に試算方法を誤ったことにより、年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
214		説明誤り					○お客様から問合せがあり、年金相談時に試算方法を誤ったことにより、年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の支払見込額の交付時にチェックを徹底するよう周知しました。			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
215	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	入力誤り	東京	北	2009年8月10日	2014年7月31日	○障害状態確認届の審査時に、前回の障害状態の認定の際に有期年数が変更されていたにもかかわらず、障害状態認定調書の確認不足から変更がないものとして登録が行われ、有期年数を超えて障害年金が支給されていた期間については障害状態を確認せずに支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明ましたが理解を得られませんでした。審査請求の手続きを案内しました。 ●担当部署において、障害年金認定調書の記載内容について、複数人でのチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,304,500
216	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	説明誤り	大阪	淀川	2015年1月13日	2015年5月20日	○お客様からの問合せにより障害年金の等級が下がった際には、審査から1年以上経過後に額改定請求ができること及び現在は審査請求ができると説明するべきところ、1年以上経過する前に額改定請求の案内をし、審査請求の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、現在受付できる審査請求書を受付しました。 ●担当部署において、額改定請求、審査請求の取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
217	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部	2006年11月22日	2015年5月20日	○老齢年金請求の相談時に確認したところ、障害年金の裁定時に旧農林共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正し過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	136,414
218		説明誤り	福島	相馬	2014年5月12日	2014年11月19日	○事務センターからの連絡により、初診日の確認を漏らしたことから、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不支給決定を行いました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、複数人での受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
219			埼玉	所沢	2013年12月13日	2014年11月12日	○年金請求書の審査時に確認したところ、過去の年金相談時に合算対象期間の確認を漏らしたことから、本来請求できる障害年金の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いを機構本部へ協議しました。障害年金請求書を受け付けました。 ●担当部署において、障害年金の受給要件の問合せの際には、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
220			京都	京都南	2014年9月26日	2015年6月10日	○事務センターからの連絡により確認したところ、市役所から障害年金の相談を受けた際に、年金記録の確認不足により本来請求できない障害年金の案内をしていましたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の受給要件の問合せの際には、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
221	加給年金の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	1991年12月12日	2014年7月7日	○紙台帳とコンピューター記録の合せ作業により、旧法老齢年金裁定時に年金受給記録の確認不足から特別加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,900,774
222			山梨	甲府	1993年11月18日	2014年12月15日	○事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	664,195
223			熊本	本渡	1986年4月1日	2015年2月26日	○事務センターからの連絡により、配偶者の老齢年金の支給状況の確認不足により加給年金額支給停止事由該当届の案内を漏らしたことから、配偶者加給金の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、再裁定処理後に必要な諸変更処理等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,130,845
224			埼玉	熊谷	2005年7月6日	2014年3月28日	○お客様からの問合せにより、年金請求時に加算開始事由該当届の案内を漏らしたことから、配偶者加給金の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、必要な諸変更処理等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,155,760
225			栃木	大田原	2011年11月21日	2015年6月26日		1名	未払い	1,352,894
226			山口	萩	1987年3月10日	2015年5月25日	○事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の年金受給記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	6,206,165
227			本部	機構本部	2014年4月24日	2015年5月15日	○機構本部からの連絡により、再裁定時に配偶者の死亡年月日の確認不足から、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	4,268,694
228	説明誤り		宮崎	高鍋	2015年4月17日	2015年7月5日	○機構本部からの連絡により、年金受給記録の確認不足から定額部分の受給年齢到達以降に婚姻した場合は加給年金を支給できないにもかかわらず、加算の手続きを案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し届書をお返しました。 ●担当部署において、年金受給記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
229	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	島根	事務センター	2014年12月11日	2015年4月20日	○お客様からの問合せにより、遺族年金の裁定時に旧農林共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	153,166
230			大阪	枚方	2001年5月31日	2014年6月16日	○お客様からの問合せにより、見込額の確認不足により、年金額が有利な短期要件で裁定すべきところ長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しブロック本部へ取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	未払い	6,954,014
231			和歌山	事務センター	2014年10月23日	2015年1月14日	○お客様からの問合せにより、障害状態の確認不足により、短期要件で裁定すべきところ長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部へ取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	未払い	77,043
232			神奈川	相模原	2004年6月17日	2014年1月17日	○機構本部からの連絡により、遺族年金裁定時に戦時加算記録を漏らしたまま遺族年金を決定していましたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	482,500
233			千葉	木更津	2002年1月5日	2014年2月21日	●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	531,510
234			茨城	土浦	2005年10月31日	2014年5月30日		1名	未払い	91,650
235			岡山	岡山西	2008年7月25日	2014年7月16日		1名	未払い	591,285
236			山口	下関	2000年2月26日	2015年2月13日		1名	未払い	882,934
237			岩手	花巻	2000年1月13日	2013年11月22日	○事務センターから連絡があり、遺族年金の裁定時に、記録の補正処理を漏らしたまま決定していましたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において事象を周知し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,444,329
238			新潟	新潟東	1988年10月20日	2015年3月27日		1名	未払い	2,719,261
239			滋賀	事務センター	2014年5月29日	2015年3月17日	○機構本部からの連絡により、遺族年金裁定時に厚生年金の加入期間の確認を漏らし、本来支給できない寡婦加算を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、過払いとなった年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時や請求時に、お客様の年金の受給状況等について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	435,415
240			宮崎	都城	1984年5月31日	2014年11月12日	○事務センターからの連絡により、遺族年金裁定時の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	76,545

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
241	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	広島	福山	2006年9月21日	2014年9月12日	○事務センターからの連絡により、遺族年金の裁定の際の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	26,784
242	年金の手続や添付書類等の誤り	説明誤り	茨城	土浦	2012年11月14日	2014年5月21日	○年金相談の際に、受給資格期間の確認を漏らし、本来加算できない老齢基礎年金加算開始事由該当届の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し承を得ました。提出いただいた届をお返しました。 ●担当部署において、夫婦双方の年金記録や他の年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
243	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	1981年1月20日	2014年5月27日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額や資格取得記録等の登録漏れにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	4,633
244			神奈川	港北	1984年8月20日	2014年5月29日		1名	未払い	17,088
245			栃木	栃木	1983年9月20日	2014年5月29日		1名	未払い	8,342
246			千葉	幕張	1997年10月13日	2014年12月25日	○紙台帳とコンピューター記録の突き合わせ作業により、退職時に処理すべき老齢厚生年金の支給停止解除処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し取扱いを機構本部へ取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時及び改定処理後の裁定原簿の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	174,670
247			東京	事務センター	2009年10月29日	2015年3月17日	○遺族年金の請求時に、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い再裁定が必要であるのにもかかわらず、確認不足から機構本部への処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,296,637

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
248	年金選択の誤り	確認・決定誤り	北海道 福井 大分	札幌北 敦賀 大分	2014年 2月19日 2014年 8月12日 2013年 9月18日	2014年 4月22日 2014年 11月21日 2014年 12月10日	○お客様からの問合せにより、年金受給選択申出書の記入方法の説明を誤りお客様の希望とは異なる年金選択となっていること及び、本来任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。選択処理等を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや任意加入期間、受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,242
249							○お客様から問合せがあり、共済組合から支給される特例遺族給付の考慮漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部に取扱いを協議しました。処理を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。			
250							○年金相談時に特別支給の老齢厚生年金の金額が変更される年齢の確認不足により、年金受給選択申出書の提出時期の説明を誤りお客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。選択処理等を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや任意加入期間、受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。			
251	年金記録の統合等の誤り	記録訂正誤り	大阪	城東	2000年 11月7日	2014年 11月7日	○再裁定の審査時に確認したところ、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時や請求時にはお客様への職歴等の確認を徹底し、年金記録の特定を行うよう周知しました。	1名	過払い	51,275
252	年金給付関係書類の紛失	受理後の書類管理誤り	兵庫	西宮	2013年 4月22日	2013年 6月12日	○機構本部からの連絡により、未支給年金請求書や生計同一関係に関する申立書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、所在不明となった請求書等を再提出いただきました。処理を行い、年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時や回付時の点検など、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
253	年金給付関係書類の処理漏れ	未処理・処理遅延	兵庫	尼崎	2013年10月15日	2014年2月5日	○内部監査により、年金加入期間確認請求書の処理漏れや、老齢年金新規請求の案内漏れ、合衆国年金の請求申出書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、加入期間確認通知書の送付や老齢年金の裁定、再裁定処理等を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	174,391
254			和歌山	事務センター	2012年8月頃	2014年7月16日				
255			徳島	徳島北	2015年3月23日	2015年7月16日				
256			本部	機構本部	2014年12月3日	2015年8月21日				
257	在職支給停止に係る届書の処理遅延	未処理・処理遅延	機構本部	事業企画部門	2015年11月19日	2015年11月19日	○年金事務所から問い合わせがあり確認したところ、お客様から提出期限までに在職支給停止に係る届書の提出があったにもかかわらず入力処理が漏れ、12月定期支払で在職支給停止が行われず過払いとなっていたことが判明しました。 ●届書の入力処理を行い、年金事務所の担当者からお客様へお詫びの上、説明しました。 ●今後は、入力処理漏れがないか届書の受付状況の確認を徹底することにより、処理遅延の再発防止を図ることとしました。	10名	過払い	480,474
258	死亡一時金に係る誤り	説明誤り	茨城	水戸南	2015年9月11日	2015年9月16日	○年金相談時に、国民年金第3号被保険者期間のみの方が死亡された場合には死亡一時金が支給されないにもかかわらず、委託社会保険労務士が請求を案内していたことが判明しました。 ●対応した委託社会保険労務士がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0